

令和7年度第1回尼崎市環境審議会（総会）

日時：令和8年2月27日(金) 10：00～12：00

経済環境局 環境部 環境創造課

議事次第

- 1 環境上の基準の一部改正について
- 2 脱炭素先行地域の進捗状況について
- 3 環境基本計画【目標2 循環型社会の構築】の取組報告

議題 1

環境上の基準の一部改正について

経済環境局 環境部 環境創造課

環境上の基準とは

尼崎市の環境をまもる条例

■ 第20条第1項

市長は、良好な環境を確保するために必要な大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準を定めるものとする。

■ 第20条第2項

環境上の基準については、常に適切な検討が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

尼崎市の環境をまもる条例 逐条解説

- 「環境上の基準」は、許容限度又は受忍限度という性格のものではなく、維持されることが望ましい基準であり、行政上の目標たる性格を有するものである。したがって、規制基準のように、事業活動等に関し直接に規制数値として働くものではない。



「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年2月1日尼崎市告示第26号）で制定

- 改正 平成15年11月11日尼崎市告示第348号
- 改正 平成22年3月4日尼崎市告示第72号
- 改正 平成24年4月1日尼崎市告示第130号
- 改正 平成27年3月31日尼崎市告示第142号 ←最終改正

環境上の基準の設定状況

市条例の「環境上の基準」の大半は、環境基本法の「環境基準」と同じ値としている

平成12年3月29日環境審議会答申（尼崎市の今後の環境行政のあり方について）

生活環境項目（※）は保全すべき生活環境の態様に地域差があるため、自治体によって数値が異なるのも理解できるが、健康項目（※）については特別な場合を除いて地域差があるべきものではないと考えるため、基本的に環境基準が改定されたらそれに応じて環境上の基準も改定すべきである。

※生活環境項目とは、人の生活環境に有害な影響を及ぼす恐れのある項目（水質のpHや溶存酸素量、騒音値等）を指す。

※健康項目とは、人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある項目（重金属、有機塩素系化合物等）を指す。



健康項目に関する環境基準の改正があった場合は、その都度告示の改正を行う必要がある。

近年の環境基準の改正状況

| 時期 | 環境の区分 | 改正内容 |
|---------|-------------|---|
| 平成29年4月 | 土壌の環境基準 | クロロエチレン及び1,4-ジオキサンが新たに追加 |
| 令和3年4月 | 土壌の環境基準 | カドミウムの基準値を変更（検液1Lにつき0.01mg以下 → 検液1Lにつき0.003mg以下） トリクロロエチレンの基準値を変更（検液1Lにつき0.03mg以下 → 検液1Lにつき0.01mg以下） |
| 令和4年4月 | 水質・地下水の環境基準 | 六価クロムの基準値を変更（0.05mg/L以下 → 0.02mg/L以下） |
| 令和4年4月 | 水質の環境基準 | 大腸菌群数が大腸菌数に変更 |
| 令和8年4月 | 大気環境基準 | 光化学オキシダントの基準値を変更 （1時間値が0.06ppm以下であること → オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。） |



複数の項目について環境基準が改正されているため、環境上の基準についても改正する必要がある。

環境上の基準の改正に関する課題

環境基準の改正後、環境上の基準を改正するため、施行日にタイムラグが生じる恐れがある

平成26年度第1回尼崎市環境審議会 議事録（抜粋）

「人の健康の保護に関する項目で環境基準と同じ基準値を設定している項目については、次回の改正を機に「環境基準値と同様とする」との旨の表現に改めたい。」と市から提案し、異議なく承認されている。



今般、環境上の基準を改正し、健康項目（※）については環境基準値と同様とする旨の表現に改めることで、タイムラグに関する課題解決及び事務の効率化を図る。

※ 健康項目とは、人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある項目（重金属、有機塩素系化合物等）を指す。

環境上の基準の一部改正の概要

施行予定日

令和8年4月1日

改正（案）

| 環境の区分 | 健康項目・生活環境項目 | 告示の記載内容 |
|---------------------------------------|-------------|------------------------------------|
| 大気の汚染に係る環境上の基準 | 健康項目 | 別表第1のとおり |
| 水質の汚濁に係る環境上の基準 | 健康項目・生活環境項目 | 別表第2のとおり |
| 騒音に係る環境上の基準 | 生活環境項目 | 別表第3のとおり |
| 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準 | 健康項目 | 別表第4のとおり→平成9年3月13日環境庁告示第10号のとおりとする |
| 土壌の汚染に係る環境上の基準 | 健康項目 | 別表第5のとおり→平成3年8月23日環境庁告示第46号のとおり |
| ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の基準 | 健康項目 | 別表第6のとおり→平成11年12月27日環境庁告示第68号のとおり |

別表第4～6は削除

大気の汚染に係る環境上の基準

現行

別表第1
大気の汚染に係る環境上の基準

| 物質 | 基準値 | 対象地域 |
|------------|---|--|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 尼崎市全域 ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。 | |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 | |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 | |

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

改正案

別表第1
大気の汚染に係る環境上の基準

| 物質 | 基準値 | 対象地域 |
|-------|---|--|
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。 | 尼崎市全域 ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。 |

備考1 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、昭和53年7月11日環境庁告示第38号の規定による基準に準ずるものとする。
備考2 二酸化窒素以外の物質の環境上の基準は、昭和48年5月8日環境庁告示第25号のとおりとする。

環境基準より厳しくしている二酸化窒素のみを別表に残し、その他の物質は、備考2において「昭和48年5月8日環境庁告示第25号のとおりとする。」と記載。

二酸化窒素の環境基準（参考）

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

水質の汚濁に係る環境上の基準（1）

現行

別表第2

水質の汚濁に係る環境上の基準

(1) 人の健康の保護に係る環境上の基準

| 項目 | 基準値 | 対象水域 |
|------------------|--------------|-------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 | 公共用水域 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | |
| PCB | 検出されないこと。 | |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 | |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 | |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 | |
| チウラム | 0.006mg/L以下 | |
| シマジン | 0.003mg/L以下 | |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 | |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 | |
| セレン | 0.01mg/L以下 | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 | |
| ふっ素 | 0.8mg/L以下 | |
| ほう素 | 1mg/L以下 | |
| 1, 4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | |

備考1 公共用水域とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
 2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は、適用しない。
 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

(2) 生活環境の保全に係る環境上の基準

| 水域区分 | 項目と基準値 | | | | | | | | | 水質管理区 | 測定基準点 | |
|------|----------------|-----------------|---------------|----------|-----------|----------------|-------------------|------------------|------------|--------------|--------------------------------|----------------------------|
| | 水素イオン濃度(pH) | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 化学的酸素要求量(COD) | 浮遊物質(SS) | 溶存酸素量(DO) | n-ヘキサン抽出物(油分等) | 大腸菌群数 | 全窒素 | 全磷 | | | |
| 河川 | 1級水域 | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | — | 20mg/L以下 | 5mg/L以上 | — | 5,000MPN/100mL以下 | — | — | 武庫川 武庫川上流 武庫川下流 | 武庫大橋 南武橋 |
| | 2級水域 | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | — | 30mg/L以下 | 5mg/L以上 | — | — | — | 神崎川水系 | 蘆川 神崎川 | 蘆川橋 左門橋 |
| | | | | | | | | | | 庄下川水系 | 庄下川上流 庄下川中流 庄下川下流 昆陽川 | 尾浜大橋 波洲橋 庄下川橋 尾浜橋 |
| 3級水域 | 6.5以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | — | 50mg/L以下 | 3mg/L以上 | — | — | — | 神崎川水系 | 蓬側上流 蓬側下流 | 南豊池橋 琴浦橋 | |
| 運河 | 7.0以上 8.3以下 | — | 8mg/L以下 | — | 2mg/L以上 | — | — | — | — | 運河 | — | 閘門 |
| 海域 | 7.8以上 8.3以下 | — | 3mg/L以下 | — | 5mg/L以上 | 検出されないこと | 50,000MPN/100mL以下 | 1mg/L以上 | 0.09mg/L以上 | 海域 | — | 尼崎港中央 尼崎港沖 |

備考1 水質管理区とは、水域の特性、利水状況、下水道整備状況、工場立地、現状水質等を考慮し、市内の水域を区分したものをいう。
 2 水質管理区のうち、武庫川上流は武庫川4丁目地先の潮止堰から上流、武庫川下流は当該潮止堰から下流、庄下川上流は尾浜大橋から上流、庄下川中流は尾浜大橋から波洲橋までの間、庄下川下流は波洲橋から下流、蓬川上流は南豊池橋から上流、蓬川下流は南豊池橋から下流をいう。なお、庄下川上流及び昆陽川についてはその上流河川及び水路を含むものとし、蓬川上流についてはその上流水路を含むものとする。
 3 基準の適合状況については、測定基準点の水質によって判断する。
 4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

現行は（1）に健康項目を、（2）に生活環境項目を記載

水質の汚濁に係る環境上の基準（2）

改正案

別表第2
水質の汚濁に係る環境上の基準
生活環境の保全に係る環境上の基準

| 水域 区分 | 項目と基準値 | | | | | | | | | 水質管理区 | 測定 基準点 | | |
|------------------|---------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|------------------------|------|--------------------------|----------------|-----------|-----------------------|--------------------------------|----------------------------|
| | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 化学的酸 素要求量 (COD) | 浮遊 物質 量 (SS) | 溶存 酸素量 (DO) | n-ヘキサ ン抽出物 (油分等) | 大腸菌数 | 全窒素 | 全磷 | | | | |
| 河川 | 1 級 水 域 | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L 以下 | — | 20mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — | 1,000CFU /100mL 以下 | — | — | 武庫川 武庫川上流 武庫川下流 | 武庫大橋 南武橋 | |
| | 2 級 水 域 | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L 以下 | — | 30mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — | — | — | — | 神崎川 水系 | 藻川 神崎川 | 藻川橋 左門橋 |
| | | | | | | | | | | | 庄下川 水系 | 庄下川上流 庄下川中流 庄下川下流 昆陽川 | 尾浜大橋 波洲橋 庄下川橋 尾浜橋 |
| 3 級 水 域 | 6.5以上 8.5以下 | 8mg/L 以下 | — | 50mg/L 以下 | 3mg/L 以上 | — | — | — | — | 神崎川 水系 | 蓬側上流 蓬側下流 | 南豊池橋 琴浦橋 | |
| 運河 | 7.0以上 8.3以下 | — | 8mg/L 以下 | — | 2mg/L 以上 | — | — | — | — | 運河 | 運河 | 開門 | |
| 海域 | 7.8以上 8.3以下 | — | 3mg/L 以下 | — | 5mg/L 以上 | 検出され ないこと | — | 1mg/L 以上 | 0.09mg/L 以上 | 海域 | 海域 | 尼崎港中央 尼崎港沖 | |

備考1 水質管理区とは、水域の特性、利水状況、下水道整備状況、工場立地、現状水質等を考慮し、市内の水域を区分したものをいう。

備考2 水質管理区のうち、武庫川上流は武庫川4丁目地先の潮止堰から上流、武庫川下流は当該潮止堰から下流、庄下川上流は尾浜大橋から上流、庄下川中流は尾浜大橋から波洲橋までの間、庄下川下流は波洲橋から下流、蓬川上流は南豊池橋から上流、蓬川下流は南豊池橋から下流をいう。なお、庄下川上流及び昆陽川についてはその上流河川及び水路を含むものとし、蓬川上流についてはその上流水路を含むものとする。

備考3 基準の適合状況については、測定基準点の水質によって判断する。

備考4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、昭和46年12月28日環境庁告示第59号の規定による基準に準ずるものとする。

備考5 人の健康の保護に係る環境上の基準は、昭和46年12月28日環境庁告示第59号のとおりとする。

**健康項目の表は削除し、備考5に「昭和46年12月28日環境庁告示第59号のとおりとする。」と記載
大腸菌群数を大腸菌数に変更。海域は、環境基準と同様に定めない。**

騒音に係る環境上の基準（1）

現行

(1) 一般騒音に係る環境上の基準

| 地域の 類型 | 基準値 | | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| | 道路に面する地域 | | その他の地域 | |
| | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| A | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| B | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| C | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |

- 備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 地域の類型の当てはめについては、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年尼崎市告示第129号）に準ずるものとする。
- 3 Aの地域及びBの地域の道路に面する地域（道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。以下同じ。）とは、Aの地域及びBの地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域をいい、Cの地域の道路に面する地域とは、Cの地域のうち車線を有する道路に面する地域をいう。この場合において、車線とは、1縦列の自動車に安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。
- 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次に掲げる道路のうち、2車線以下の車線を有するものにあつては道路端から15mまでの範囲をいい、2車線を超える車線を有する道路にあつては道路端から20mまでの範囲をいう。
- ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあつては、4車線以上の区間に限る。）
- イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

| 基準値 | |
|----------|----------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

- 備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。
- 2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

改正案

(1) 一般騒音に係る環境上の基準

| 地域の 類型 | 基準値 | | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| | 道路に面する地域 | | その他の地域 | |
| | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| A | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| B | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| C | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |

- 備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 地域の類型の当てはめについては、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年尼崎市告示第129号）に準ずるものとする。
- 3 Aの地域及びBの地域の道路に面する地域（道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。以下同じ。）とは、Aの地域及びBの地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域をいい、Cの地域の道路に面する地域とは、Cの地域のうち車線を有する道路に面する地域をいう。この場合において、車線とは、1縦列の自動車に安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、平成10年9月30日環境庁告示第64号の規定による基準に準ずるものとする。
- 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次に掲げる道路のうち、2車線以下の車線を有するものにあつては道路端から15mまでの範囲をいい、2車線を超える車線を有する道路にあつては道路端から20mまでの範囲をいう。
- ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあつては、4車線以上の区間に限る。）
- イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

| 基準値 | |
|----------|----------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

- 備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。
- 2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、平成10年9月30日環境庁告示第64号の規定による基準に準ずるものとする。



騒音に係る環境上の基準（2）

現行

(2) 航空機騒音に係る環境上の基準

| 地域の類型 | 基準値 |
|-------|----------|
| I | 57デシベル以下 |
| II | 62デシベル以下 |

備考1 地域の類型の当てはめについては、航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1376号）に準ずるものとする。

2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境上の基準

| 地域の類型 | 基準値 |
|-------|----------|
| I | 70デシベル以下 |
| II | 75デシベル以下 |

備考1 地域の類型の当てはめについては、新幹線騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1377号）に準ずるものとする。

2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

改正案

(2) 航空機騒音に係る環境上の基準

| 地域の類型 | 基準値 |
|-------|----------|
| I | 57デシベル以下 |
| II | 62デシベル以下 |

備考1 地域の類型の当てはめについては、航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年7月2日兵庫県告示第1376号）に準ずるものとする。

2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、**昭和48年12月27日環境庁告示第154号**の規定による基準に準ずるものとする。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境上の基準

| 地域の類型 | 基準値 |
|-------|----------|
| I | 70デシベル以下 |
| II | 75デシベル以下 |

備考1 地域の類型の当てはめについては、新幹線騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年7月2日兵庫県告示第1377号）に準ずるものとする。

2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、**昭和50年7月29日環境庁告示第46号**の規定による基準に準ずるものとする。

軽微な文言修正

議題 2

脱炭素先行地域の進捗状況について

経済環境局 環境部 環境創造課

脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

$$\text{民生部門の電力需要量} = \text{再エネ等の電力供給量} + \text{省エネによる電力削減量}$$



スケジュール

最終選定（予定）

| | 第1回選定 | 第2回選定 | 第3回選定 | 第4回選定 | 第5回選定 | 第6回選定 | 第7回選定 |
|------|----------------------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|--------------------|-----------------------|
| 募集期間 | <2022年> 1/25～2/21 | <2022年> 7/26～8/26 | <2023年> 2/7～2/17 | <2023年> 8/18～8/28 | <2024年> 6/17～6/28 | <2025年> 2/3～2/6 | <2025年> 10/6～10/15 |
| 結果公表 | 4月26日 | 11月1日 | 4月28日 | 11月7日 | 9月27日 | 5月9日 | 2月13日 |
| 選定数 | 26(提案数79) | 20(提案数50) | 16(提案数58) | 12(提案数54) | 9(提案数46) | 7(提案数15) | 12(提案数18) |

脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第7回）

■ 第1回から第7回までで、全国45道府県133市町村の**102提案**が選定されている（令和8年2月13日時点）。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

| R4 | | R5 | | R6 | | R7 | |
|------|------|------|------|------|------|------|--|
| 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 | 第7回 | |
| 26 | 20 | 16 | 12 | 9 | 7 | 12 | |
| (79) | (50) | (58) | (54) | (46) | (15) | (18) | |

※選定後に3提案が辞退

中国ブロック(12提案、2県15市町村)

鳥取県 鳥取市、米子市・境港市、倉吉市他2町・鳥取県

島根県 松江市、邑南町

岡山県 瀬戸内市、真庭市、西粟倉村

広島県 東広島市・広島県、北広島町・広島県

山口県 下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(17提案、4県37市町村)

福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市

長崎県 長崎市・長崎県、五島市

熊本県 熊本県・益城町、荒尾市、球磨村、あさぎり町

大分県 大分県他3市、大分市

宮崎県 宮崎市・宮崎県、延岡市

鹿児島県 日置市、知名町・和泊町

沖縄県 宮古島市、与那原町

北海道ブロック(7提案、7市町)

札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、奥尻町、上士幌町、鹿追町

中部ブロック(12提案、3県17市町村)

富山県 高岡市

石川県 石川県・七尾市

福井県 敦賀市、池田町・福井県

長野県 上田市、飯田市、小諸市、生坂村

岐阜県 高山市

愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県

三重県 度会町他5町

四国ブロック(7提案、1県8市町村)

徳島県 徳島市

香川県 高松市

高知県 須崎市・日高村、北川村、梶原町、黒潮町

愛媛県 今治市・愛媛県

東北ブロック(13提案、5県14市町村)

青森県 中泊町・青森県、佐井村

岩手県 宮古市、久慈市、陸前高田市・岩手県、釜石市・岩手県、紫波町

宮城県 仙台市、東松島市

秋田県 秋田県・秋田市、大湯村

山形県 米沢市・飯豊町・山形県

福島県 会津若松市・福島県

関東ブロック(18提案、1県19市町村)

茨城県 笠間市、つくば市

栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、那須塩原市

群馬県 上野村

埼玉県 さいたま市

千葉県 千葉市、銚子市、市川市、匝瑳市

神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市

新潟県 佐渡市・新潟県、関川村

山梨県 甲斐市

静岡県 静岡市

近畿ブロック(13提案、2県13市)

滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県

京都府 京都市、福知山市

大阪府 大阪市、堺市

兵庫県 神戸市、**尼崎市**、豊岡市、加西市、淡路市

奈良県 生駒市

和歌山県 和歌山市・和歌山県



脱炭素先行地域の対象：小田南公園内タイガース野球場等、大物公園、大物川緑地、阪神電車尼崎駅等市内6駅、尼崎車庫

主なエネルギー需要家：公園緑地3か所、小田南公園内の野球場2施設、選手寮兼クラブハウス、室内練習場、鉄道6駅、尼崎車庫
共同提案者：阪神電気鉄道株式会社

取組の全体像

人口減少が進む市南部大物地域の小田南公園に阪神タイガースファーム施設が移転することにあわせ、同公園内の野球場、練習場等のスポーツ施設、大物公園に**太陽光発電・蓄電池**を導入するとともに、不足する電力をごみ発電の余剰電力を活用し**ゼロカーボンベースボールパーク**を実現する。あわせて、市内の阪神電車の駅（6駅）及び尼崎車庫を太陽光等により脱炭素化するとともに、EVバスの導入、**ゼロカーボンナイター**の開催等を行い相乗効果を図る。

1. 民生部門電力の脱炭素化に関する主な取組

- 各施設において省エネを徹底し、選手寮兼クラブハウス、室内練習場、尼崎車庫内の新築建物については**ZEBReady**を目指す。施設の形状等が特殊なタイガース野球場は**ZEBOriented**を目指す
- タイガース野球場及び室内練習場には**太陽光発電(計734kW)**と**蓄電池**を導入し、最大限**自家消費**するとともに、不足する電力についてはクリーンセンターの**廃棄物発電の余剰電力**を活用
- 災害時の避難場所に指定されている大物公園・大物川緑地には**太陽光発電(6.3kW)・蓄電池・太陽光発電付き公園灯**を導入
- 市内鉄道駅舎6駅・車庫については、**太陽光発電(計1,184kW)**を導入し、自家消費を行いつつ、各駅・車庫間で融通し、不足分は再エネ電力を調達。さらに、照明・空調の省エネ化を図る。
- 回生電力を有効活用するため、**駅舎補助電源装置**を導入



脱炭素先行地域エリア

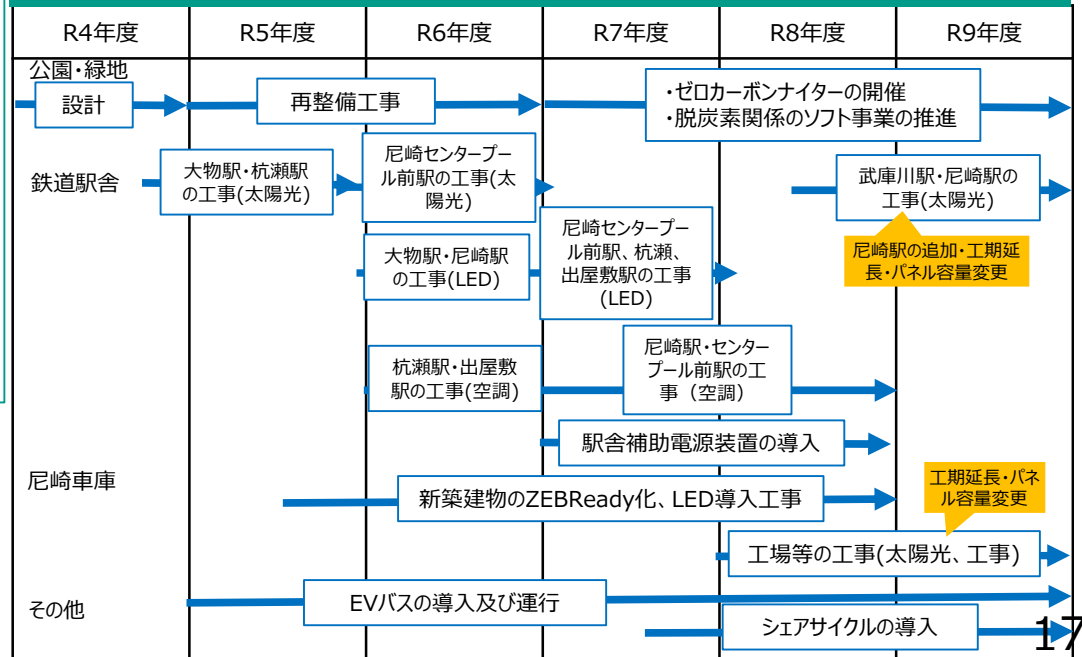
2. 民生部門電力以外の脱炭素化に関する主な取組

- ゼロカーボンベースボールパーク**として公園内や試合の中で脱炭素の取組を周知し、**ゼロカーボンナイター**（RE100、バイオマス素材の活用、プラスチックリサイクルの強化）の開催等に取り組む
- 鉄道網が発達している東西の移動に比べて交通手段が限定される南北の主要交通手段である**路線バスへのEV(26台)導入**

3. 取組により期待される主な効果

- 阪神タイガースファームの試合**だけでなく、試合以外のイベント等に多くの集客が見込まれており、これらの来場者に対して、阪神グループと協力して**駅の脱炭素化**、EVバス・シェアサイクルの導入など来場時の交通の脱炭素化を進めることや、先行地域内で行われる脱炭素の取組（ゼロカーボンナイターの開催、廃棄物発生抑制及びリサイクルの推進など）をPRすること等により、小田南公園を含むエリア全体での**交流人口の増加による経済効果**と**市民等の行動変容**を同時達成

4. 主な取組のスケジュール



①高効率照明機器（LED）導入

- 杭瀬駅、尼崎センタープール前駅、出屋敷駅、尼崎車庫の照明機器を高効率な照明（LED）に更新

②大物公園に路面ソーラーを設置

- 園内中央部の副園路に路面ソーラー(6.3kW)及び蓄電池(21.6kWh)を設置
- 発電した電力は、公園内の電灯等に使用



③阪神電鉄・阪神タイガースと連携した啓発事業を実施

- ①エ虎フェスの開催(6/14-15、ゼロカーボンベースボールパーク内)

参加者数：6/14 中止、6/15 約5,000人

阪神タイガース×尼崎市

エコふえす
エ虎フェス

- ②あまトラフェスの開催

(9/27-28、ゼロカーボンベースボールパーク内)

参加者数：9/27 約9,000人、

9/28 約10,000人



- ③コラッキーとエコチャレンジ(7/19-10/31)

エコクイズを解きながら回るスタンプラリー

参加者数：572人



- ④開業1周年事業におけるエ虎クイズラリー(3月にSGLで実施の11試合)

「エ虎クイズ」に挑戦し、エコについて楽しく学ぶクイズラリー



スローガン「スリーECO、チェンジ! ~ひとり3つのエコで、未来をかえよう~」



啓発装飾 (大物駅)



啓発装飾 (大物川緑地)



啓発装飾 (小田南公園)



- 1 冷暖房時の室温の目安、夏は28℃、冬は20℃にしよう!
- 2 遠くへの外出は、公共交通機関で移動しよう!
- 3 近くへの外出は徒歩や自転車で移動しよう!
- 4 使わない家電製品の電源を切ろう!
- 5 分別・リサイクルを心がけ、ごみを減らそう!
- 6 お風呂・シャワーでお湯の無駄遣いをやめよう!
- 7 自動車の運転時はふんわりアクセルを心がけよう!
- 8 冷蔵庫に、ものを詰めすぎないようにしよう!
- 9 野菜のしたごしらえに電子レンジを使おう!
- 10 長時間使用しない家電製品はプラグを抜こう!
- 11 家電製品を省エネ型のものに買い替えよう!
- 12 おうちの窓を断熱仕様にしよう!
- 13 おうちに太陽光発電設備を導入しよう!

イベント開催時に、行動変容についてアンケート調査を実施

《紹介》

「あまトラフェス開催における訪問者の移動・飲食に由来する環境負荷の算定に関する調査」

神戸大学大学院人間発達環境学研究科人間環境学専攻
神戸大学国際人間科学部環境共生学科
都市環境システム工学研究室

議題 3

環境基本計画【目標 2 循環型社会の構築】の取組報告

経済環境局 環境部 環境創造課

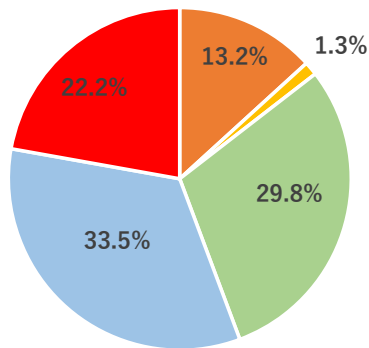
環境基本計画【目標2 循環型社会の構築】の取組報告

指標

| 指標 | R1 (基準) | R6 | R12 (目標) |
|----------------|-----------|-----------|---------------------|
| 焼却対象ごみ量 | 134,041 t | 112,538 t | 119,501 t (▲11%) |
| 1人1日当たりの燃やすごみ量 | 457g/人・日 | 402g/人・日 | 410g/人・日 (▲10%) |
| 事業系ごみ量 | 51,133 t | 39,472 t | 46,020 t (▲12%) |

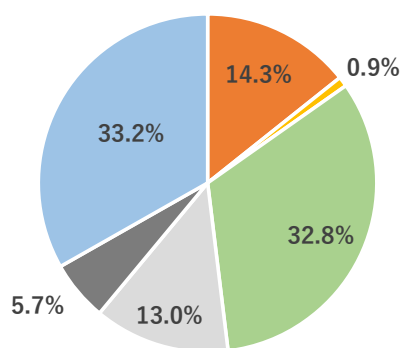
燃やすごみの組成分析 (令和6年度)

【事業系】



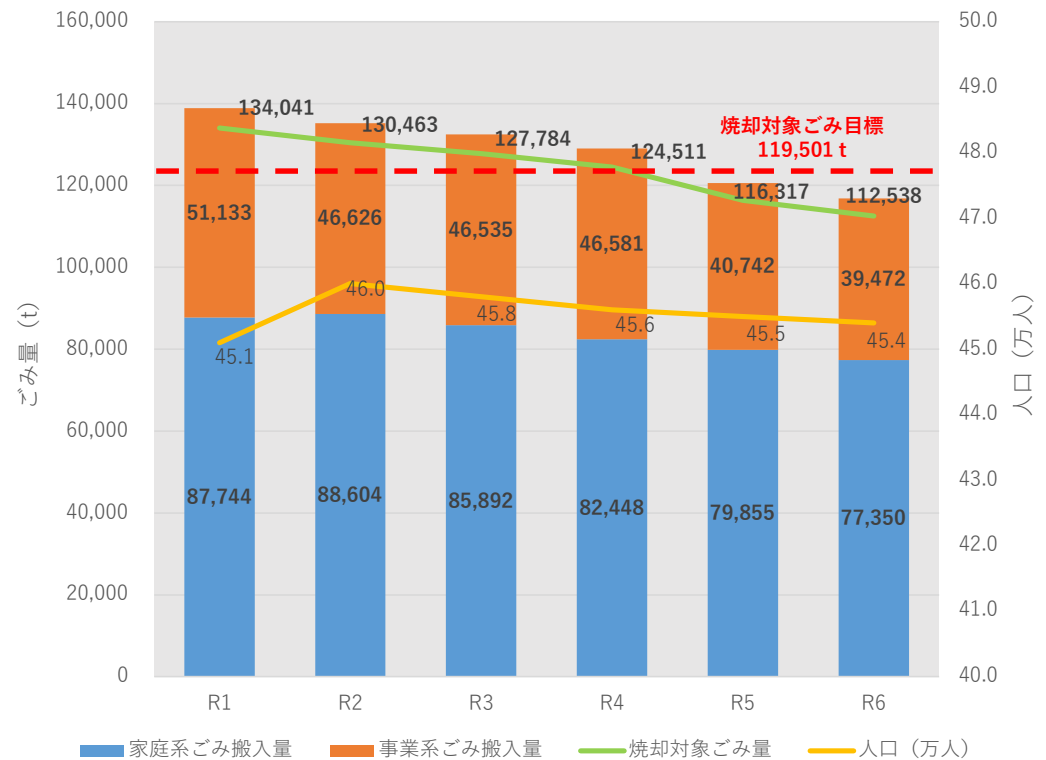
- 紙資源
- びん・缶・ペットボトル
- 生ごみ
- その他事業系一廃
- プラスチック類・金属屑など

【家庭系】



- 紙資源
- びん・缶・ペットボトル
- 生ごみ
- その他プラスチック製容器包装
- 容器包装以外のプラスチック
- その他燃やすごみ

ごみ搬入量・処理量の推移



「令和12年度の焼却対象ごみ量を令和元年度比で11%削減」することを目標としており、令和6年度時点において、2年連続で目標を達成しています。

環境基本計画【目標 2 循環型社会の構築】の取組報告

外国人居住者数 (R7.4)

| | 人口 | 世帯 |
|----------|---------------|---------------|
| 韓国・朝鮮 | 6,082 | 4,527 |
| ベトナム | 2,648 | 2,037 |
| 中国 | 1,784 | 1,186 |
| ネパール | 944 | 684 |
| その他 | 3,053 | 2,690 |
| 計 | 14,511 | 11,124 |

令和 7 年度実施事業

【ネパール語版ごみべんりちよう】

HPダウンロード数45件
(R7.5~12)

आमागासाकी सहरको घरेलु फोहोरको उपयोगी पुस्तिका
(आर्थिक वर्ष रेइवा 4 साल (2022 साल) संशोधित संस्करण)

यो हरेक वर्ष प्रकाशन गरिने पुस्तिका होइन। जतन गरेर सुरक्षित राख्नुहोस्।

जलाउने फोहोर

हरेक हप्ता 3 बार

सिसाको बोतल, क्यान र प्लास्टिकको बोतल

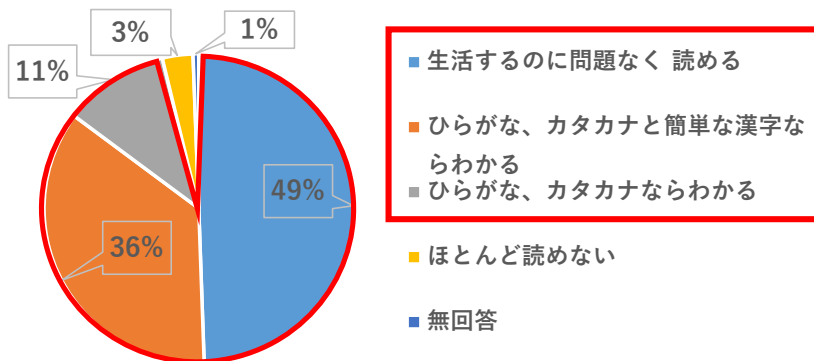
हरेक हप्ता 6 बार

सधैंको लागि सुरक्षित राख्नुपर्ने संस्करण

| | |
|--|-------|
| घरेलु फोहोर निकाल्ने तरिका सम्बन्धी निपम्हरू | 3 |
| घरेलु फोहोर छुट्याउने र निकाल्ने तरिका | 4 र 5 |
| जलाउने फोहोर | 6 |
| सिसाको बोतल, क्यान र प्लास्टिकको बोतल | 7 |
| कामाज र लुगालरू | 8 र 9 |
| धातुले बनेको साना फोहोरहरू र खतरनाक वस्तुहरू | |

令和4年度実施 外国人生活実態アンケート結果 (N=770)

Q.あなたはどのくらい日本語ができますか<読む>



ひらがなであれば、多くの外国人に読んでもらえる

【やさしいにほんご版ごみべんりちよう】

HPダウンロード数 806件
(R7.9~12)

もやすごみ 毎週2回 朝8時まで にごみ箱に捨てる

食べ物のごみ

汚れた紙

おむつ

・うんちはトイレに捨てる

マスク

氷をしぼる
油は、布で拭き取るか、固める

プラスチック

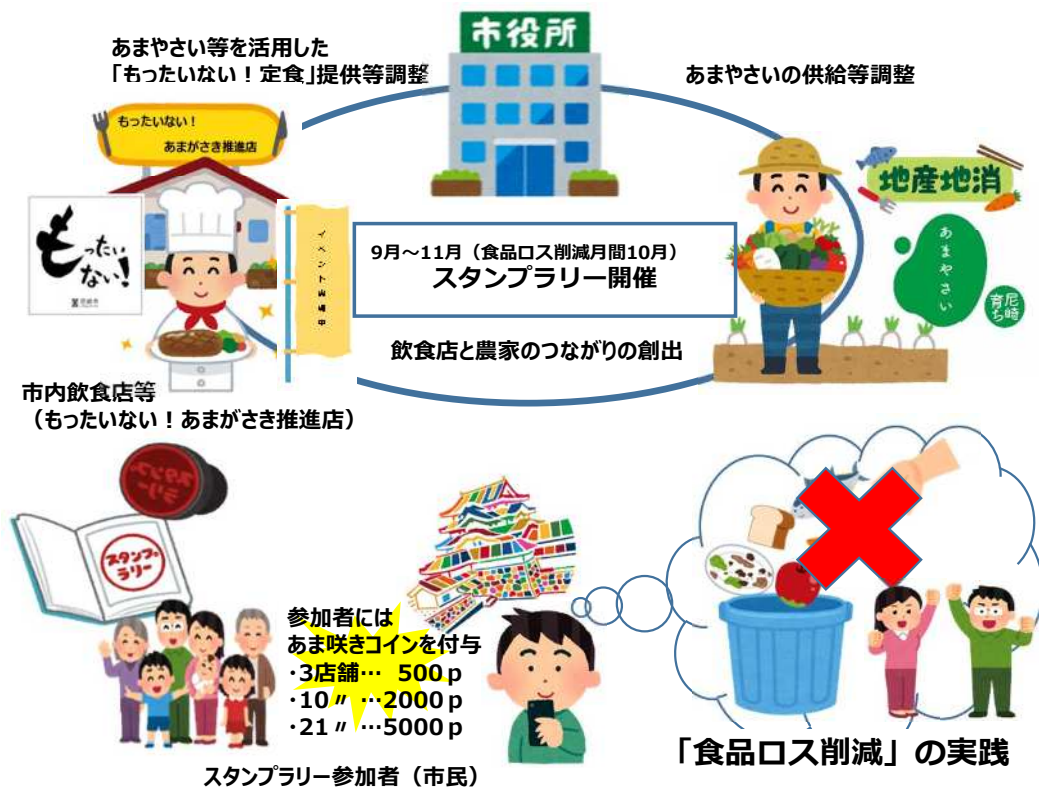
汚れた服

タオル

木の枝、草、花

環境基本計画【目標 2 循環型社会の構築】の取組報告（令和 7 年度実施事業）

【もったいない！スタンプラリー】



食品ロス×あまやさい×あま咲きコイン
知らないなんてもったいない！

【実績】

- ・参加店舗数：21店舗
- ・スタンプラリー台紙頒布数：約900枚
- ・応募者数：36名（うち3名は21店舗コンプリート）

季節のメニューなど
知らせたい

場所が分かり
にくい

なに食べれるの？

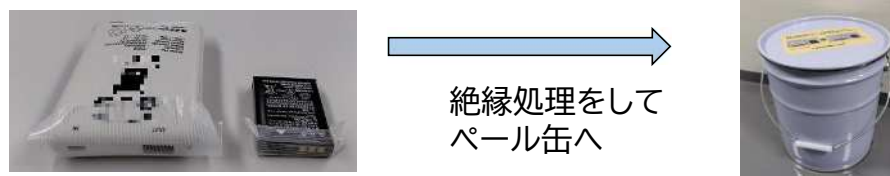
令和 8 年度（予定）
デジタルスタンプラリーにして
参加店舗、応募者の満足度向上

環境基本計画【目標 2 循環型社会の構築】の取組報告（令和 7 年度実施事業）

モバイルバッテリー回収の取組（収集車両や焼却施設の火災事故防止）

(1) 拠点回収

- ・本庁舎及び全 6 地区の生涯学習プラザの 7 か所に設置



- ・併せて、水銀対策として、蛍光管や水銀体温計を回収



回収ボックス

(2) イベント回収

- ・モバイルバッテリー等の小型充電式電池に加え、使い残ったスプレー缶の回収
- ・併せて、食品ロス削減を目的として、フードドライブの実施

(3) 回収実績（令和 6 年度）

小型充電式電池500.55 kg、スプレー缶2,858 kg、
バッテリーが組み込まれた小型家電207.1 kg、水銀式体温計401本、
水銀式血圧計26個、水銀式温度計6本、蛍光管580 kg



モバイルバッテリー



スプレー缶



フードドライブ

環境基本計画【目標 2 循環型社会の構築】の取組報告（令和 7 年度実施事業）

ペットボトルキャップの資源循環の取組（日本山村硝子(株)との連携協定）

- (1) **概要** : 一般廃棄物処理基本計画に基づくプラスチックごみの削減の取組の一環として
ペットボトルキャップを再資源化するためキャップの製造・再資源化に取り組む
市内企業の日本山村硝子(株)と協定を締結し、資源循環を推進する。
- (2) **市の役割** : 小学校等におけるキャップの回収ボックスの設置及び回収
- (3) **日本山村硝子(株)の役割** : 市が回収したキャップの再資源化・再製品化

・水平リサイクル（キャップ to キャップ）

日本で初めて、清涼飲料水キャップの
水平リサイクル製品を発売
（立命館大学とダイドーとの協業）



・新たな価値へ（キャップ to バリュー）

キャップを原材料に使用し、「フラットヤーン」を使用したクロスの開発から商品化へ



ポリエチレンクロス
「フラットヤーン」



(4) 共通の役割

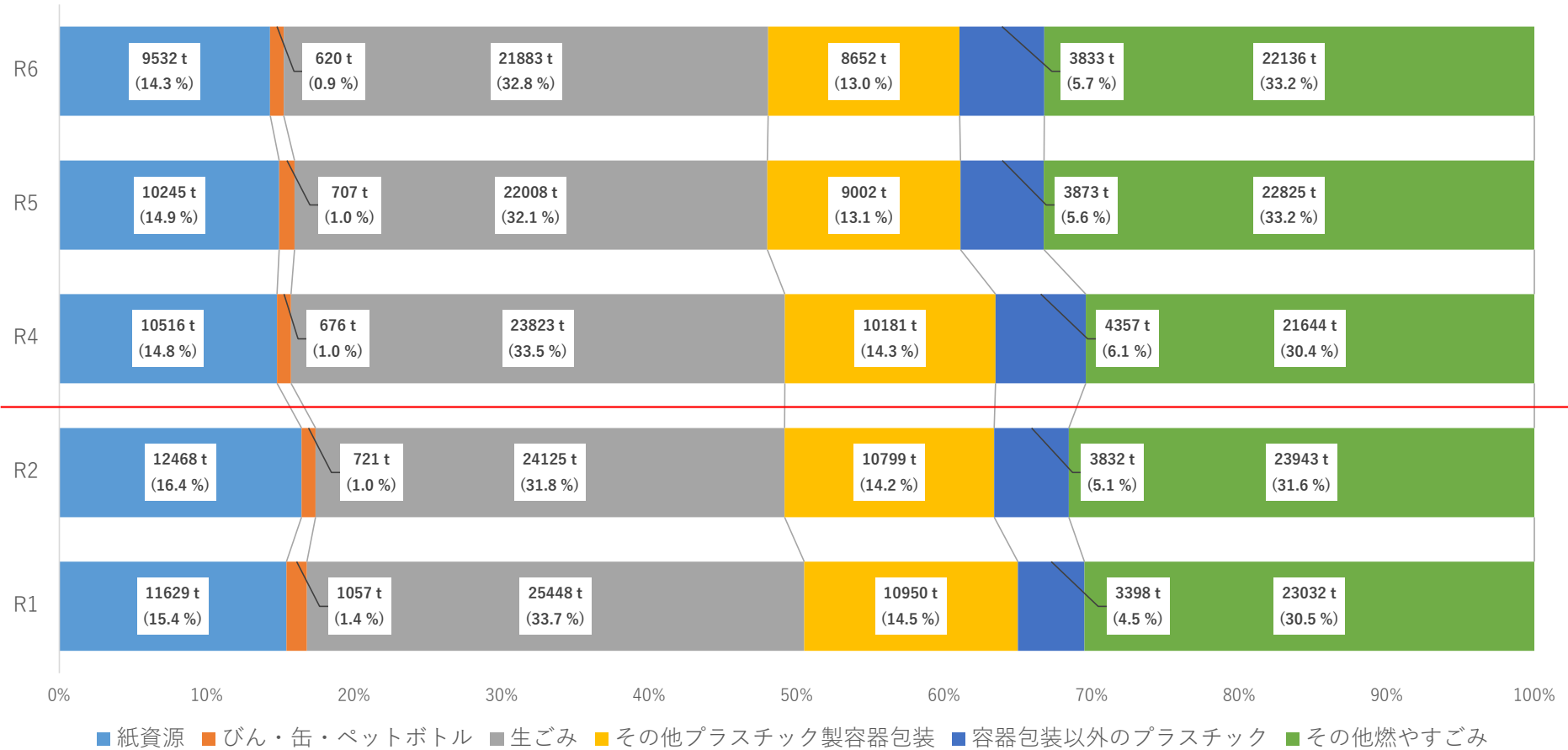
- ・環境イベント等を通じて、市民等へのキャップのリサイクルに関する普及啓発
- ・小学校の児童等に対し、キャップの資源循環を題材にした環境教育



参考資料

環境基本計画【目標 2 循環型社会の構築】の取組報告

「燃やすごみ」の組成（家庭系）



※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、R2年度のR2.5月、6月、R3.2月、3月、R3年度の調査を中止